

# 都道府県の石綿に係る条例案

## 掲載自治体一覧

東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	1
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例(案)	3
福井県	福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例(案)	9
静岡県	静岡県生活環境の保全等に関する条例	17
京都府	京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例(案)	19
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	23
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	27
鳥取県	鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の設定について	31
徳島県	徳島県生活環境保全条例	39
大分県	大分県生活環境の保全等に関する条例	43

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

東京都

(建設工事等に係る遵守事項)

第二百二十三条 建築物その他の施設等の建設(土地の造成を含む。)、解体又は改修の工事を行う者は、当該工事に伴い発生する騒音、振動、粉じん又は汚水(公共用水域に排出するものに限る。以下この節において同じ。)により、人の健康又は生活環境に障害を及ぼさないよう努めなければならない。

2 石綿を含む建設材料(以下「石綿含有材料」という。)を使用する建築物その他の施設の建設、解体又は改修の工事を施工する者は、知事が定める作業上の遵守事項(以下この節において「遵守事項」という。)に従って工事を施工し、及び規則で定めるところにより石綿の飛散の状況について監視を行わなければならない。

(石綿含有建築物解体等工事に係る届出等)

第二百二十四条 石綿含有材料(規則で定めるものに限る。以下同じ。)を使用する建築物その他の施設で、規則で定める面積以上の石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分を有するもの又は規則で定める面積以上の床面積を有するものの解体又は改修の工事(以下「石綿含有建築物解体等工事」という。)を施工する者は、当該石綿含有建築物解体等工事の開始の前十四日までに規則で定めるところにより、当該石綿含有建築物解体等工事の作業施工計画を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、作業施工計画が遵守事項に従っていないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該作業施工計画を遵守事項に従ったものに変更することを勧告することができる。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則

(石綿の飛散の状況の監視)

第五十九条 条例第二百二十三条第二項に規定する石綿の飛散の状況についての監視は、別表第十三の上欄に掲げる工事の区分に応じ、同表下欄に掲げる監視の方法によるものとする。

(石綿含有建築物解体等工事施工計画届等)

第六十条 条例第二百二十四条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料は、吹き付け石綿(吹き付け工法に使用される石綿含有材料をいう。以下同じ。)及び石綿を含有する保温材とする。ただし、同項に規定する壁面、天井その他の部分に使用する場合は、吹き付け石綿に限る。

- 2 条例第二百二十四条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分の面積は、十五平方メートルとする。
- 3 条例第二百二十四条第一項に規定する規則で定める床面積は、五百平方メートルとする。
- 4 条例第二百二十四条第一項の規定による届出は、別記第三十五号様式による石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書によらなければならない。

別表第十三 石綿の飛散の状況の監視方法(第五十九条関係)

工事の区分		監視の方法
建築物その他の施設の建設の工事		建設工事の現場内において目視によって粉じんの飛散の状況を監視する方法
建築物その他の施設の解体又は改修の工事	石綿含有建築物解体等工事に該当するもの	工事の開始前、石綿の除去、封じ込め又は囲い込みの作業の施工中及び工事終了後において、付表に定めるところによりそれぞれ一回以上(当該作業の施工の期間が六日を超える場合、当該期間の六日ごとに一回以上、二区画以上の区画にわたって行われる場合、区画ごとに一回以上)大気中における石綿の濃度を測定する方法
	一以外のもの	解体又は改修工事の現場内において目視によって粉じんの飛散の状況を監視する方法

付表

測定位置	工事の場所の敷地の境界線のうち、換気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺四方向の場所
測定方法	石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書(昭和四十一年厚生省「石綿含有建築物の解体等工事」(昭和四十一年厚生省令第一号)第十六条の二及び第十六条の三第一号の規定に基づき、環境大臣が定める石綿に係る濃度の測定法の例による。

(案)

議案第 号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例について

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成十七年九月十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成十六年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 産業廃棄物の適正処理」を

「第一節の二 石綿に関する規制

第一款 通則（第八十二条の二・第八十二条の三）

第二款 石綿粉じんの排出等に関する規制（第八十二条の四 第八十二条の六）

第三款 石綿含有吹付け材使用建築物の適正管理（第八十二条の七） に改める。

第四款 雑則（第八十二条の八・第八十二条の九）

第二節 産業廃棄物の適正処理

本則（第二百三十一条の表の下欄を除く。）中「市町村」を「市町」に改める。

第三編第一章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 石綿に関する規制

## 第一款 通則

### (用語の定義)

第八十二条の二 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 石綿粉じん 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第八項に規定する粉じんのうち石綿をいう。
- 二 石綿含有吹付け材 吹付け石綿その他の規則で定める建築材料をいう。
- 三 石綿粉じん排出等作業 石綿含有吹付け材その他の石綿粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの(第八十二条の五第一項第五号において、「特定建築材料」という。)が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

### (県の責務)

第八十二条の三 県は、石綿に関する必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

2 県は、石綿による健康被害に関し、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、県民又は事業者等に対し、石綿粉じんの排出又は飛散を防止するために必要な指導、助言、研修その他の施策を講ずるものとする。

4 県は、石綿が使用されている建築物の解体、改造又は補修が行われている場所の周辺において、必要に応じ、石綿粉じんの濃度を測定し、その飛散の状況について監視を行うものとする。

### 第二款 石綿粉じんの排出等に関する規制

### (作業基準の遵守義務)

第八十二条の四 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下この節において「特定工事」という。)を施工する者は、当該特定工事における石綿粉じん排出等作業について、作業基準(石綿粉じん排出等作業の方法に関し規則で定める

基準をいう。以下この節において同じ。）を遵守しなければならない。

（石綿粉じん排出等作業の実施の届出）

第八十二条の五 特定工事を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定工事の場所

三 石綿粉じん排出等作業の種類

四 石綿粉じん排出等作業の実施の期間

五 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

六 石綿粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該石綿粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（注文者の配慮）

第八十二条の六 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第三款 石綿含有吹付け材使用建築物の適正管理

（建築物の所有者等の努力義務）

第八十二条の七 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物が石綿含有吹付け材を使用する建築物である場合において、その石綿含有吹付け材の損傷、劣化等により大気中に石綿が排出され、又は飛散するおそれがあるときは、その石綿含有吹付け材の除去、封じ込め、囲い込みその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第四款 雑則

##### (報告及び検査)

第八十二条の八 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、特定工事若しくはその疑いがある工事（以下この項及び次条第五項において「特定工事等」という。）を施工する者又は石綿含有吹付け材を使用する建築物で、その石綿含有吹付け材の損傷、劣化等により、大気中に石綿が排出され、若しくは飛散し、県民の健康若しくは生活環境に著しい被害を生じさせ、若しくはそのおそれがあると認められるものの所有者、管理者若しくは占有者（次条第四項及び第五項において「飛散等建築物の所有者等」という。）に対し、当該石綿粉じん排出等作業若しくは当該石綿含有吹付け材の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該特定工事等の行われる場所若しくは当該建築物に立ち入り、当該特定工事等に係る建築物若しくは当該石綿含有吹付け材その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

##### (勧告及び公表)

第八十二条の九 知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における石綿粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該石綿粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業を一時停止すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第八十二条の五第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る石綿粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る石綿粉じん排出等作業の方法に関する計画を作業基準に従つたものに変更すべきことを勧告することができる。

3 知事は、第八十二条の五第一項又は第二項の規定による届出を行わなかつた者に対し、当該届出を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 知事は、飛散等建築物の所有者等に対し、大気中への石綿の排出又は飛散を防止するため、当該石綿含有吹付け材の除去、封じ込め、囲い込みその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 知事は、特定工事等を施工する者又は飛散等建築物の所有者等が前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、これらの者に対し、必要な措置が講ぜられるまでの間、当該石綿粉じん排出等作業を一時停止すべきことその他の必要な措置を講ずべきことを7 勧告することができる。

6 知事は、前各項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称その他規則で定める事項を公表することができる。

7 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成十七年十二月一日から施行する。ただし、本則(第二百三十一条の表の下欄を除く。)中「市町村」を「市町」に改める部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第八十二条の五の規定は、この条例の施行の日から起算して十四日を経過した日以後に石綿粉じん排出等作業が開始される特定工事について適用し、同日前に石綿粉じん排出等作業が開始される特定工事については、なお従前の例による。

(石川県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 石川県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年石川県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二十二の四の項中「と」という。」の下に「及び条例の施行のための規則」を加え、八をチとし、口をトとし、イをへとし、への前に次のように加える。

イ 条例第八十二条の五第一項又は第二項の規定による届出の受理

ロ 条例第八十二条の八第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

ハ 条例第八十二条の九第一項から第五項までの規定による勧告

ニ 条例第八十二条の九第六項の規定による公表

ホ 条例第八十二条の九第七項の規定による意見を述べる機会の付与

提案理由

県民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気中への石綿粉じんの排出等を防止するための措置等を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

# 福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（案）

## 目次

第一章 総則（第一条 第八条）

第二章 アスベストの排出等の規制

第一節 アスベスト発生施設に関する規制（第九条 第二十一条）

第二節 アスベスト排出等作業に関する規制（第二十二条 第二十九条）

第三章 アスベスト吹付け材使用建築物に関する措置（第三十条 第三十二条）

第四章 災害時等におけるアスベストによる健康被害を防止するための措置（第三十三条）

第五章 雑則（第三十四条 第三十七条）

第六章 罰則（第三十八条 第四十三条）

附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、大気中に排出され、または飛散したアスベストによる県民の健康被害（以下「アスベストによる健康被害」という。）を防止するため、県および事業者の責務等を明らかにするとともに、国が講ずる措置のほか、アスベストの排出等の規制、アスベスト吹付け材使用建築物に関する措置および災害時等における措置を講じ、もって県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 アスベスト 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第九項の石綿をいう。
- 二 アスベスト発生施設 工場または事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうち、アスベストを発生し、および排出し、または飛散させる施設（大気汚染防止法第二条第十一項に規定する特定粉じん発生施設（以下「特定粉じん発生施設」という。）を除く。）であって規則で定めるものをいう。
- 三 アスベスト吹付け材 アスベストを含有する吹付け材で規則で定めるものをいう。
- 四 アスベスト排出等作業 アスベスト吹付け材その他のアスベストを発生し、または飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの（第二十三条第一項第五号において「アスベスト吹付け材等」という。）が使用されている建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）を解体し、改造し、または補修する作業（大気汚染防止法第二条第十二項に規定する特定粉じん排出等作業（第二十八条において「特定粉じん排出等作業」という。）を除く。）をいう。
- 五 アスベスト吹付け材使用建築物 壁、柱、天井等にアスベスト吹付け材が使用されている建築物をいう。

### （県の責務）

第三条 県は、アスベストによる健康被害の防止に関し、その講ずべき施策（以下「アスベスト健康被害防止施策」という。）を総合的に実施するものとする。

2 県は、アスベスト健康被害防止施策の適切かつ効果的な実施を図るため、国に対し、適切な措置を速やかに講ずるよう求めるものとする。

### （事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って発生し、または飛散するアスベストを大気中に排出し、または飛散させないようにするために必要な措置を講ずるとともに、県が実施するアスベスト健康被害防止施策に協力しなければならない。

( 県民の努力 )

第五条 県民は、アスベストの特性に関する理解を深め、アスベストを大気中に排出し、または飛散させないように努めるとともに、県が実施するアスベスト健康被害防止施策に協力するように努めるものとする。

( 市町村との連携協力 )

第六条 県は、市町村と連携し、および協力して、アスベスト健康被害防止施策を実施するものとする。

( 研修の実施等 )

第七条 県は、アスベスト健康被害防止施策の効果的かつ効率的な推進を図るための研修の実施、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

( 相談および情報の提供等 )

第八条 県は、事業者および県民に対し、アスベストによる健康被害およびアスベストを大気中に排出し、または飛散させないようにするための措置について相談に応じ、ならびに必要な情報の提供および助言を行うものとする。

## 第二章 アスベストの排出等の規制

### 第一節 アスベスト発生施設に関する規制

( 敷地境界基準 )

第九条 アスベスト発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準(以下「敷地境界基準」という。)は、アスベスト発生施設を設置する工場等における事業活動に伴い発生し、または飛散するアスベストで工場等から大気中に排出され、または飛散するものについて、工場等の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度として、規則で定める。

2 知事は、敷地境界基準を定めようとするときは、福井県環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、または廃止しようとするときも同様とする。

( アスベスト発生施設の設置等の届出 )

第十条 アスベストを大気中に排出し、または飛散させる者は、アスベスト発生施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場等の名称および所在地
- 三 アスベスト発生施設の種類
- 四 アスベスト発生施設の構造
- 五 アスベスト発生施設の使用の方法
- 六 アスベストの処理または飛散の防止の方法

2 前項の規定による届出には、アスベスト発生施設の配置図、アスベストの排出の方法その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項または次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(経過措置)

第十一条 一の施設がアスベスト発生施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)であってアスベストを大気中に排出し、または飛散させるものは、当該施設がアスベスト発生施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告等)

第十二条 知事は、第十条第一項または第三項の規定による届出があった場合において、その届出に係るアスベスト発生施設が設置される工場等の敷地の境界線における大気中のアスベストの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るアスベスト発生施設の構造もしくは使用の方法もしくはアスベストの処理の方法もしくは飛散の防止の方法に関する計画の変更(同条第三項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。次条において同じ。)または同条第一項の規定による届出に係るアスベスト発生施設の設置に関する計画の廃止を勧告することができる。

(計画変更命令等)

第十三条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る届出を受理した日から三十日以内に限り、その者に対し、その届出に係るアスベスト発生施設の構造もしくは使用の方法もしくはアスベストの処理の方法もしくは飛散の防止の方法に関する計画の変更または第十条第一項の規定による届出に係るアスベスト発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十四条 第十条第一項の規定による届出をした者または同条第三項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るアスベスト発生施設を設置し、またはその届出に係るアスベスト発生施設の構造もしくは使用の方法もしくはアスベストの処理の方法もしくは飛散の防止の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第十条第一項または同条第三項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十五条 第十条第一項または第十一条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十条第一項第一号もしくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、またはその届出に係るアスベスト発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第十六条 第十条第一項または第十一条第一項の規定による届出をした者からその届出に係るアスベスト発生施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該アスベスト発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十条第一項または第十一条第一項の規定による届出をした者について相続、合併または分割（その届出に係るアスベスト発生施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人または分割により当該アスベスト発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十条第一項または第十一条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（敷地境界基準の遵守義務）

第十七条 アスベスト発生施設を設置する工場等における事業活動に伴い発生し、または飛散するアスベストを工場等から大気中に排出し、または飛散させる者（以下「アスベスト排出者」という。）は、敷地境界基準を遵守しなければならない。

（改善命令等）

第十八条 知事は、アスベスト排出者が排出し、または飛散させるアスベストの当該工場等の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、当該アスベスト排出者に対し、期限を定めて当該アスベスト発生施設の構造もしくは使用の方法の改善もしくはアスベストの処理の方法もしくは飛散の防止の方法の改善を命じ、または当該アスベスト発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 一の施設がアスベスト発生施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設において発生し、大気中に排出し、または飛散するアスベストの当該工場等の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しない場合については、前項の規定は、当該施設がアスベスト発生施設となった日から六月間は、適用しない。

（アスベストの濃度の測定）

第十九条 アスベスト排出者は、規則で定めるところにより、その工場等の敷地の境界線における大気中のアスベストの濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（事故時における措置）

第二十条 アスベスト排出者または大気汚染防止法第十八条の十に規定する特定粉じん排出者は、その設置するアスベスト発生施設または特定粉じん発生施設について故障、破損その他の事故が発生し、当該施設を設置する工場等からアスベストを大気中に排出し、もしくは飛散させたことにより当該工場等の敷地の境界線における大気中のアスベストの濃度が敷地境界基準に適合しないものとなったとき、またはそのおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、速やかに当該事故の状況およびその講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。この場合において、当該届出をした者は、当該事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 知事は、前項前段の規定により応急の措置を講じなければならない者が当該措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定により届出をした者は、その届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(アスベスト排出等防止管理責任者)

第二十一条 規則で定める工場等においてアスベストを大気中に排出し、または飛散させる者は、規則で定めるところによりアスベスト排出等防止管理責任者を選任するとともに、その者に、当該工場等からアスベストを大気中に排出し、または飛散させないように作業の方法、施設の維持等について十分な管理を行わせなければならない。

2 前項の規定によりアスベスト排出等防止管理責任者を選任した者は、選任の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

## 第二節 アスベスト排出等作業に関する規制

(作業基準)

第二十二条 アスベスト排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。)は、アスベスト排出等作業の種類ごとに、アスベスト排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。

2 第九条第二項の規定は、作業基準を定め、変更し、または廃止しようとするときに準用する。

(アスベスト排出等作業の実施の届出)

第二十三条 アスベスト排出等作業を伴う建設工事(以下「解体等工事」という。)を施工しようとする者は、アスベスト排出等作業の開始の日の十四日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生によりアスベスト排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名

二 解体等工事の場所

三 アスベスト排出等作業の種類

四 アスベスト排出等作業の実施の期間

五 アスベスト排出等作業の対象となる建築物の部分におけるアスベスト吹付け材等の種類ならびにその使用箇所および使用面積

六 アスベスト排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該アスベスト排出等作業を伴う解体等工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該アスベスト排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更勧告)

第二十四条 知事は、前条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係るアスベスト排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るアスベスト排出等作業の方法に関する計画の変更を勧告することができる。

(計画変更命令)

第二十五条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る届出を受理した日から十四日以内に限り、その者に対し、その届出に係るアスベスト排出等作業の方法に関する計

画の変更を命ずることができる。

(作業基準の遵守義務)

第二十六条 解体等工事を施工する者は、当該解体等工事におけるアスベスト排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第二十七条 知事は、解体等工事を施工する者が当該解体等工事におけるアスベスト排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該アスベスト排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、または当該アスベスト排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(アスベスト排出等作業等の完了の届出)

第二十八条 解体等工事または大気汚染防止法第十八条の十五第一項に規定する特定工事(第三十三条第一項および第二項において「特定工事」という。)を施工する者は、アスベスト排出等作業または特定粉じん排出等作業を完了したときは、その日から七日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(注文者の配慮)

第二十九条 解体等工事の注文者は、当該解体等工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

### 第三章 アスベスト吹付け材使用建築物に関する措置

(建築物所有者等の努力)

第三十条 建築物の所有者、管理者または占有者(次条において「建築物所有者等」という。)は、その所有し、管理し、または占有する建築物がアスベスト吹付け材使用建築物である場合において、当該建築物に使用されているアスベスト吹付け材の損傷、劣化等によりアスベストを大気中に排出し、または飛散させることのないよう、当該アスベスト吹付け材の除去、封じ込め、囲い込みその他のアスベストの大気中への排出および飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(措置に関する指針)

第三十一条 知事は、前条に規定する措置の実施を促進するために、当該措置に関し必要な指針を定めるものとする。

2 前項に規定する指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物がアスベスト吹付け材使用建築物であるかどうかについて建築物所有者等が行う調査の方法に関する事項
- 二 前条に規定する措置の実施の方法に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、前条に規定する措置の実施を促進するために知事が必要と認める事項

3 知事は、第一項に規定する指針を定め、または変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(勧告等)

第三十二条 知事は、アスベスト吹付け材使用建築物に使用されているアスベスト吹付け材の損傷、劣化等に

より大気中に排出され、または飛散したアスベストが県民の健康に被害を生じさせ、またはそのおそれがあると認めるときは、当該アスベスト吹付け材使用建築物の所有者、管理者または占有者に対し、当該アスベスト吹付け材の除去、封じ込め、囲い込みその他のアスベストの大気中への排出および飛散を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、当該アスベスト吹付け材使用建築物またはその敷地に立ち入り、当該アスベスト吹付け材使用建築物を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第四章 災害時等におけるアスベストによる健康被害を防止するための措置

(アスベスト吹付け材使用建築物等に関する台帳の整備等)

第三十三条 知事は、アスベストによる健康被害を防止するための適切な措置を講ずることができるよう、アスベスト吹付け材使用建築物(規則で定める面積以上のものに限る。次項において同じ。)解体等工事または特定工事に係る建築物およびアスベスト発生施設または特定粉じん発生施設を設置する工場等(以下この条において「アスベスト吹付け材使用建築物等」という。)に関する台帳の整備に努めるものとする。

- 2 前項に規定する台帳の記載事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 アスベスト吹付け材使用建築物等の所在地
  - 二 アスベスト吹付け材使用建築物および解体等工事または特定工事に係る建築物にあっては、当該建築物におけるアスベスト吹付け材の使用箇所および使用面積
  - 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する台帳に関し必要な事項は、知事が定める。
- 4 知事は、災害が発生した場合において、当該災害により被害を受けたアスベスト吹付け材使用建築物等から大気中に排出され、または飛散したアスベストが県民の健康に被害を生じさせ、またはそのおそれがあると認めるときは、県民の健康被害を防止するため、その必要な限度において、アスベスト吹付け材使用建築物等に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第五章 雑則

(報告の徴収)

第三十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、アスベスト排出者または解体等工事を施工する者に対し、アスベスト発生施設の状況、アスベスト排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第三十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、アスベスト排出者の工場等または解体等工事の場所に立ち入り、アスベスト発生施設、解体等工事に係る建築物その他の物件を検査させることができる。

- 2 第三十二条第三項および第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十六条 この条例の規定は、市町村が条例でこれらに相当する規定を定めたときは、当該市町村の区域については、適用しない。

(規則への委任)

第三十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第六章 罰則

第三十八条 第十三条または第十八条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第二十条第二項、第二十五条または第二十七条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 第十条第一項もしくは第三項または第二十三条第一項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役または二十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- 二 第十四条第一項の規定に違反した者
- 三 第三十四条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者
- 四 第三十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、または忌避した者

第四十二条 第二十条第一項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十三条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、第三十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して、各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条(第二号および第四号に係る部分に限る。)、第二章(第九条第二項および第二十二条第二項を除く。)、第三章(第三十一条を除く。)、第三十四条、第三十五条および第六章ならびに次項の規定は、平成十七年十一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にアスベスト排出等作業が行われている場合における当該作業については、第二十六条から第二十八条までの規定は、適用しない。

## 静岡県生活環境の保全等に関する条例

(定義)

第 24 条 この節において「粉じん」とは、大気汚染防止法第 2 条第 4 項に規定する粉じんをいう。

2 この節において「特定粉じん」とは、大気汚染防止法第 2 条第 5 項に規定する特定粉じんをいい、「一般粉じん」とは、同項に規定する一般粉じんをいう。

3 (略)

4 この節において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で大気汚染防止法施行令(昭和 43 年政令第 329 号)第 3 条の 3 に規定するもの(以下「特定建築材料」という。)が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

第 25 条～第 30 条 (略)

(特定粉じん排出等作業の基準の遵守義務)

第 31 条 特定粉じん排出等作業を行う者は、当該特定粉じん排出等作業において、規則で定める基準を遵守しなければならない。

(粉じんの飛散防止)

第 32 条 事業者は、建築物の解体工事その他の事業活動に伴って発生する粉じんの飛散により周辺的生活環境を損なわないように必要な措置を講じなければならない。

## 静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則

(特定粉じん排出等作業)

第 11 条 条例第 24 条第 4 項の規則で定める作業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物(次号において「特定耐火建築物等」という。)を解体する作業であって、その対象となる建築物において特定建築材料を使用しているもの(大気汚染防止法施行令(昭和 43 年政令第 329 号)第 3 条の 4 第 1 号に掲げる作業を除く。)

(2) 特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であって、その対象となる建築物の部分において特定建築材料を使用しているもの(大気汚染防止法施行令第 3 条の 4 第 2 号に掲げる作業を除く。)

第 12 条、第 13 条 (略)

(特定粉じん排出等作業の基準)

第 14 条 条例第 31 条の規則で定める基準は、別表第 5 の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表第 5(第 14 条関係)

特定粉じん排出等作業の基準

	作業の種類	基準
1	規則第 11 条第 1 号に掲げる作業 (次項に掲げるものを除く。)	作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を薬液等により湿潤化して除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
2	規則第 11 条第 1 号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
3	規則第 11 条第 2 号に掲げる作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 1) 特定建築材料を除去するに当たっては 1 の項に掲げる事項を遵守すること。 2) 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

## 京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例（案）

## （目的）

第1条 この条例は、粉じんとして飛散する石綿による重大な健康被害が全国的に発生していることにかんがみ、建築物の解体等に伴う石綿の飛散を防止するための緊急措置を定めることにより、府民の健康で安心・安全な生活を守ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、「石綿排出等作業」とは、吹付け石綿が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

## （作業基準）

第3条 石綿排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、石綿排出等作業の種類及び規模ごとに、石綿排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。

## （石綿排出等作業の実施の届出）

第4条 石綿排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定工事の場所

(3) 石綿排出等作業の種類

(4) 石綿排出等作業の実施の期間

(5) 石綿排出等作業の対象となる建築物の部分における吹付け石綿の使用箇所及び使用面積

(6) 石綿排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該石綿排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

## （計画変更勧告）

第5条 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る石綿排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る石綿排出等作業の方法に関する計画の変更を勧告することができる。

## （作業基準の遵守義務）

第6条 特定工事を施工する者は、当該特定工事における石綿排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

## （作業基準適合勧告等）

第7条 知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における石綿排出等作業について

作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該石綿排出等作業について作業基準に従うべきことを勧告し、又は当該石綿排出等作業の一時停止を勧告することができる。

( 注文者の配慮 )

第 8 条 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

( 立入検査等 )

第 9 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定工事の場所に立ち入り、特定工事に係る建築物その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

( 報告の徴収 )

第 10 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定工事を施工する者に対し、必要な報告を求めることができる。

( 公表 )

第 11 条 知事は、特定工事を施工する者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(1) 第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 正当な理由なく第 5 条又は第 7 条の規定による勧告に従わないとき。

(3) 第 9 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(4) 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

( 適用除外 )

第 12 条 特定工事のうち、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 1 2 項に規定する特定粉じん排出等作業を伴う建設工事については、この条例の規定は、適用しない。

( 規則への委任 )

第 13 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の際現に着手している特定工事については、この条例の規定は、適用しない。

( 京都府の事務処理の特例に関する条例の一部改正 )

- 3 京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の38の4の項の次に次のように加える。

38の5 京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例（平成17年京都府条例第 号）及び同条例の施行のための規則に基づく事務	京都市
--	-----



## 大阪府生活環境の保全等に関する条例

### (用語)

第四十条の二 この節及び第百五条第二項において、「石綿排出等作業」とは、石綿を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの（以下「石綿含有建築材料」という。）が使用されている建築物その他の施設（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

2 この節及び第百五条第二項において、「特定排出等作業工事」とは、石綿排出等作業を伴う建設工事をいう。

### (事前調査等)

第四十条の三 建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該建築物等に係る石綿含有建築材料の使用の有無その他の規則で定める事項について調査しなければならない。

2 前項に規定するものは、当該建設工事に着手するまでに、規則で定めるところにより、同項の規定による調査の結果を、当該建築物等の公衆の見やすい箇所に表示しなければならない。

### (勧告)

第四十条の四 知事は、前条第一項に規定する者が、同項の規定による調査又は同条第二項の規定による表示をしていないときは、当該者に対し、これらの行為を行うべきことを勧告することができる。

### (作業実施基準)

第四十条の五 石綿排出等作業に係る規制基準（以下「作業実施基準」という。）は、石綿排出等作業の種類ごとに、石綿排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。

### (敷地境界基準)

第四十条の六 石綿排出等作業に係る隣地との敷地境界における規制基準（以下「敷地境界基準」という。）は、石綿排出等作業の場所から大気中に排出され、又は飛散するものについて、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における石綿の大気中の濃度の許容限度として、規則で定める。

### (石綿排出等作業の実施の届出)

第四十条の七 石綿排出等作業（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十二項に規定する特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を伴う建設工事を施工しようとする者は、石綿排出等作業の開始の日の十四日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 建設工事の場所
- 三 石綿排出等作業の種類
- 四 石綿排出等作業の実施の期間
- 五 石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 六 石綿排出等作業の方法
- 七 第四十条の十二の規定により敷地の境界線における石綿の大気中の濃度を測定しなければならない者にとっては、当該濃度の測定計画

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該石綿排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(大気汚染防止法に基づく届出に係る石綿濃度の測定計画の届出)

第四十条の八 大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、前条第一項第七号に掲げる事項を併せて知事に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第四十条の九 知事は、第四十条の七第一項の規定による届出又は前条の規定による届出(大気汚染防止法第十八条の十五第二項の規定による届出に係るものを除く。)があった場合において、これらの届出に係る石綿排出等作業の方法が作業実施基準に適合しないと認めるとき又は敷地の境界線における石綿の大気中の濃度の測定計画が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る事項の変更を命ずることができる。

(作業実施基準及び敷地境界基準の遵守義務)

第四十条の十 特定排出等工事を施工する者は、当該特定排出等工事における石綿排出等作業について、作業実施基準及び敷地境界基準を遵守しなければならない。

(作業実施基準等適合命令等)

第四十条の十一 知事は、特定排出等工事を施工する者が当該特定排出等工事における石綿排出等作業について作業実施基準又は敷地境界基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該石綿排出等作業について作業実施基準若しくは敷地境界基準に従うべきことを命じ、又は当該石綿排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(石綿の濃度の測定)

第四十条の十二 第四十条の七第一項若しくは第二項又は第四十条の八の規定による届出をした者で、規則で定めるものは、規則で定めるところにより、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(発注者の配慮)

第四十条の十三 建築物等の解体、改造又は補修の工事の発注者(当該工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいう。)は、その発注に当たり、設計図書の提供その他の当該工事に係る建築物等における石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努めなければならない。

2 特定排出等工事の注文者は、当該特定排出等工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業実施基準又は敷地境界基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(報告及び検査)

第一百五条 知事は、この条例(第三章第二節及び第五章第三節の規定を除く。)の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭(以下「汚染物質等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設の状況、その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等する施設その他の物件を検査させることができる。

一~十二(略)

2 知事は、第三章第二節の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、第四十条の三第一項の規定による調査若しくは石綿排出等作業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定排出等工事の場所その他これらの者の事務所等に立ち入り、当該調査若しくは石綿排出等作業の実施状況を検査させることができる。

一 第四十条の三第一項に規定する建設工事を施工し、又は施工した者

二 特定排出等工事を施工し、又は施工した者

3(略)

4 前三項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(公表)

第一百六条 知事は、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条第一項、第四十条の十、第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定若しくはこれらに相当する法律の規定又は第八十五条の規定に違反している者があると認められるときは、必要に応じ、その旨を公表するものとする。

第一百十一条

2(略)

一~十八(略)

十九 第一百五条第三項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務(第九号から第十七号まで及び第二十一号に掲げる事務に係るものに限る。)

二十~二十二(略)

3～4（略）

第百十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第三十七条第四項、第四十条の九又は第四十条の十一の規定による命令に違反した者

三～四（略）

2（略）

第百十四条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一～四（略）

五 第四十条の七第一項又は第四十条の八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六～九（略）

第百十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一～八（略）

九 第百五条第一項（第二号を除く。）、第二項及び第三項（第三号及び第四号に限る。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

( 特定工作物解体等工事の実施の届出 )

第 57 条 解体する部分の床面積の合計が規則で定める面積以上である建築物の解体の工事又は石綿を含む建設材料で規則で定めるもの(以下「特定石綿含有材料」という。)を使用する壁面、天井その他の部分の解体若しくは改修を含む建築物その他の工作物の解体若しくは改修の工事(以下これらを「特定工作物解体等工事」という。)を施工しようとする者は、当該特定工作物解体等工事の開始の日の 7 日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定工作物解体等工事を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- ( 1 ) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ( 2 ) 特定工作物解体等工事に係る工作物の種類
- ( 3 ) 建築物にあっては、解体する部分の床面積の合計
- ( 4 ) 特定石綿含有材料の使用の有無
- ( 5 ) 特定工作物解体等工事の場所及び実施の期間
- ( 6 ) 粉じんの処理又は飛散の防止の方法
- ( 7 ) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該特定工作物解体等工事を施工する者は、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 第 36 条第 3 項の規定は、前 2 項の規定による届出について準用する。

( 改善命令等 )

第 58 条 知事は、特定工作物解体等工事に伴う粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するために知事が定める基準に適合しないと認めるときは、当該特定工作物解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法を改善し、又は当該特定工作物解体等工事を一時停止すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定工作物解体等工事を行っているときは、期限を定めて、特定工作物解体等工事に伴う粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善又は当該特定工作物解体等工事の一時停止を命ずることができる。

3 第 33 条第 5 項の規定は、第 1 項の規定による基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

## 環境の保全と創造に関する条例施行規則

(特定工作物解体等工事の実施の届出)

第15条 条例第57条第1項又は第2項の規定による届出は、特定工作物解体等工事実施届(様式第14号)に、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 特定工作物解体等工事の場所の付近の見取図
- (2) 建築物その他の工作物の配置図
- (3) 工事工程表

2 条例第57条第1項に規定する規則で定める面積は、1,000平方メートルとする。

3 条例第57条第1項に規定する規則で定める石綿を含む建設材料は、次に掲げる建設材料とする。

- (1) 石綿を吹き付けられた建設材料
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の2第7項第2号イからニまでに掲げる保温材

4 条例第57条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定工作物解体等工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定工作物解体等工事の種類
- (3) 下請負人が特定工作物解体等工事を実施する場合にあっては、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

特定工作物解体等工事に伴う粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準

平成8年1月8日兵庫県告示第8号の2

改正 平成17年8月30日兵庫県告示第934号

平成8年兵庫県告示第8号の2(特定工作物解体等工事に伴う粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

「環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第58条第1項の規定による特定工作物解体等工事に伴う粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準を次のとおり定め、平成8年1月17日から施行する。」

1 粉じんの大気中への飛散を防止するための基準

- (1) 防じんシートその他の資材で、工事現場が覆われていること。
- (2) 散水その他の方法により、工事現場が湿潤化されていること。

2 石綿粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準

(1) 特定石綿含有材料の使用状況(材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。)を設計図書等によって調査し、その結果に基づき工事の適切な施工計画が定められていること。

(2) 石綿を湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な措置が講じられていること。

(3) 特定石綿含有材料の除去作業は、解体又は改修の工事に先立って実施されていること。

(4) 特定石綿含有材料の除去作業においては、次の措置が講じられていること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する石綿粉じんの排出又は飛散を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

ア 除去作業を行う場所は、プラスチックシート等で覆うなどして周辺と隔離すること。

イ 隔離した作業区画の出入口には、前室を設けること。

ウ 隔離した作業区画は、石綿粉じんの排出又は飛散を防止することのできるフィルター(日本工業規格Z4812に規定する超高性能微粒子フィルター及びこれに準じたものをいう。)の付いた換気装置によって換気し、常時負圧を保つこと。

エ 特定石綿含有材料を除去した部分には、飛散防止剤を散布すること。

オ 除去作業に使用した工具、資材等は、付着した石綿を取り除いた後、隔離した作業区画の外へ搬出すること。

カ 隔離に使用したプラスチックシート等は、真空掃除機等で清掃した後、飛散防止剤を散布し、隔離した作業区画内の空気の除じんを十分行った後に取り外すこと。

(5) 除去作業を行う場所へ立ち入ることができない等の理由により、(4)に定める措置を講じることが困難な場合は、石綿粉じんの排出又は飛散を防止するために有効であると知事が認める措置が講じられていること。

(6) 特定石綿含有材料の封じ込め作業又は囲い込み作業においては、次の措置が講じられていること。

ア 封じ込め作業又は囲い込み作業の実施前に、特定石綿含有材料の劣化損傷、建材下地との接着の状況等を確認し、必要に応じ石綿粉じんが飛散しないよう補修を行うこと。

イ 封じ込め作業に当たっては、作業実施前に飛散防止剤の接着性、浸透性等の性能を確認し、適正なものを使用すること。囲い込み作業において石綿粉じんの飛散を防止するために飛散防止剤を使用するときも同様とすること。

ウ 特定石綿含有材料に、全面にわたって、又は部分的に表面が荒れ、はく離した形跡がある場合には、作業場所の隔離、フィルターの付いた換気装置による換気等(4)の特定石綿含有材料の除去作業に準じた作業を行うこと。

(7) 特定石綿含有材料の除去作業、封じ込め作業又は囲い込み作業の期間中は、工事現場の公衆の見やすい場所に、別記の標識を掲示すること。

(8) 特定石綿含有材料の除去作業、封じ込め作業又は囲い込み作業の終了時においては、工事現場及びその周辺に、特定石綿含有材料の破片その他の石綿を含有するくずが残存しないよう適切な措置が講じられていること

(別記)

2の(7)の標識は、次の事項が記載された標識で縦 35 センチメートル以上、横 40 センチメートル以上のものとする。

- (1) 特定石綿含有材料を使用した建築物の解体・改修作業を行っている旨
- (2) 届出年月日、届出先
- (3) 商号、名称又は氏名
- (4) 法人である場合の代表者の氏名
- (5) 作業期間及び作業内容
- (6) 石綿粉じんの大気中への排出・飛散防止措置の概要
- (7) 連絡先

(標識の例)

<b>建築物の解体・改修工事のお知らせ</b> 環境の保全と創造に関する条例に基づく基準に従い、石綿等粉じんの排出・飛散防止措置を講じて施工しています。			
届出年月日	平成 年 月 日	届出先 (TEL)	県民局環境課 ( - - )
商号、名称又は氏名	株式会社		
法人である場合の代表者の氏名	代表取締役社長		
作業期間及び作業内容	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (除去作業、封じ込め作業、囲い込み作業)		
石綿粉じんの大気中への排出・飛散防止措置の概要	(例) 作業場所の隔離、湿潤措置、換気装置		
連絡先	TEL - - 現場責任者		

## 議案第7号

### 鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、石綿の飛散等に伴う健康被害の防止に関し、県の責務を明らかにし、及び石綿含有材料等を取り扱う事業者等がとるべき措置等を定めるとともに、建築物その他の工作物の解体工事等に伴い石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛散することを防止することに関して必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- (2) 石綿含有材料等 石綿の粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿（石綿を含有する材料のうち吹付け工法に使用されるものをいう。以下同じ。）及び石綿を含有する保温材等（規則で定めるものに限る。）をいう。
- (3) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。
- (4) 飛散等防止基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するために知事が定める基準をいう。

(県の責務)

第3条 県は、石綿含有材料等の使用の状況等に関する情報を収集するとともに、石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 県は、前項の規定により収集した情報を提供するとともに、石綿に関連する相談窓口を設置し、相談に応じることにより、石綿の適正な取扱い及び石綿による健康に係る被害の防止に関する知識の普及を図るものとする。

(事業者がとるべき措置等)

第4条 石綿含有材料等を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）は、その事業活動を行うに当たっては、石綿が人の健康を損なうおそれがあるものであることを認識し、石綿粉じん排出等作業その他の行為を行う場合には、石綿の粉じんにさらされる労働者及び周辺住

民の健康に係る被害を防止するため、当該粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講じなければならない。

2 事業者は、その工場、作業場又は事業場の施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を、規則で定めるところにより、定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表するよう努めなければならない。

3 事業者は、前条第1項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。

(建築物の所有者等がとるべき措置等)

第5条 建築物の所有者（当該建築物について、所有者が、修繕その他の建築物の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物の管理者又は占有者に委ねている場合にあつては、当該管理者又は占有者。以下「所有者等」という。）は、当該建築物における石綿含有材料等の使用の有無を把握し、使用されている石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛散しないよう措置を講じなければならない。

2 所有者等は、第3条第1項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。

第6条 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅（賃貸の用に供されているものに限る。）等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして当該建築物の用途、延べ面積等により規則で定めるものの所有者等は、当該建築物のうち多数の者の利用に供する部分（以下「共用部分」という。）に吹付け石綿が使用されている場合にあつては、規則で定めるところにより、共用部分における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

2 知事は、共用部分に吹付け石綿が使用されている場合において、吹付け石綿に使用されている石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛

散するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定工事の場所

(3) 石綿粉じん排出等作業の種類

(4) 石綿粉じん排出等作業の実施の期間

(5) 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における石綿含有材料等の種類並びにその使用箇所及び使用数量

(6) 石綿粉じん排出等作業の方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該特定工事を施工する者は、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなけ

ればならない。

- 4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出の内容が飛散等防止基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を飛散等防止基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(改善命令等)

第8条 知事は、特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が飛散等防止基準に適合していないと認めるときは、特定工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで石綿粉じん排出等作業を行っているときは、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

- 3 知事は、前2項の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(注文者の配慮)

第9条 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、飛散等防止基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(廃棄予定量等の届出)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項若しくは第2項に基づく届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、石綿粉じん排出等作業により廃棄することとなる石綿含有材料等の種類、廃棄する量及び廃棄の方法（廃棄を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。

（立入検査等）

第11条 知事は、大気汚染防止法第26条第1項及び第2項に規定するもののほか、この条例を施行するため必要な限度において、所有者等若しくは特定工事を行う者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、所有者等が所有し、管理し、若しくは占有している建築物若しくは特定工事を行っている土地若しくは建築物に立ち入り、その建築物の管理若しくは工事の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（情報の公表）

第12条 知事は、県民の石綿による健康に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、前条の規定による報告の徴収若しくは資料の提出又は立入検査によって得た情報を公表するものとする。

（適用除外）

第13条 第7条及び第8条の規定は、大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項に基づく届出を行う者については、適用しない。

(権限の委任)

第14条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第8条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第19条 第7条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第8条まで、第10条、第11条及び第16条から第19条までの規定は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に着手している特定工事に係る第7条第1項の規定の適用については、同項中「開始の日の14日前までに」とあるのは、「終了する日又は平成17年11月14日のいずれか早い日までに」とする。

(見直し)

- 3 この条例は、大気汚染防止法その他の法令により石綿による健康被害の防止のための措置が講じられたときは、必要な見直しを行うものとする。

(この条例の失効)

- 4 この条例は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

## 徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第二十三条」を「第二十三条の九」に改める。

第二条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 石綿排出等作業 吹付け石綿が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるもので別表第三の二に掲げるものをいう。

第二章第一節第二款中第二十三条の次に次の八条を加える。

（作業基準）

第二十三条の二 石綿排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、石綿排出等作業の種類ごとに別表第十三の二に掲げるとおりとする。

2 第六条第三項の規定は、前項の規定による作業基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

（石綿排出等作業の実施の届出）

第二十三条の三 石綿排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、石綿排出等作業の開始の日の十四日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定工事の場所

三 石綿排出等作業の種類

四 石綿排出等作業の実施の期間

五 石綿排出等作業の対象となる建築物の部分における吹付け石綿の使用箇所及び使用面積

六 石綿排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該石綿排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（計画変更命令）

第二十三条の四 知事は、前条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る石綿排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る石綿排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

（作業基準の遵守義務）

第二十三条の五 特定工事を施工する者は、当該特定工事における石綿排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

（作業基準適合命令等）

第二十三条の六 知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における石綿排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該石綿排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該石綿排出等作業の一時停止を命ずる

ことができる。

(注文者の配慮)

第二十三条の七 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(石綿含有建材からの石綿の排出等の防止)

第二十三条の八 石綿含有建材(石綿を含有する建築材料のうち、当該建築材料の重量に対してその含有する石綿の重量が占める割合が一パーセントを超えない範囲内において規則で定める割合を超えるものであって、吹付け石綿を除いたものをいう。以下同じ。)が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事を施工する者は、石綿の大気中への排出及び飛散を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物となった吹付け石綿等を取り扱う者への情報提供等)

第二十三条の九 県は、特定工事又は前条の建設工事により廃棄物となった吹付け石綿又は石綿含有建材を取り扱う者に対して、当該廃棄物から石綿が飛散しないようその適正な分別、保管、収集、運搬、処分等の処理について必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

第四百七十七条第一項第二号中「第二十二条」の下に「、第二十三条の四、第二十三条の六」を加える。

第四百四十八条中「第十条第一項」の下に「、第二十三条の三第一項」を加える。

第四百五十五条を次のように改める。

第四百五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十三条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三の二(第二条関係)

一 次に掲げる建築物を解体する作業

イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(以下この表において「耐火建築物等」という。)で延べ面積が五百平方メートル以上のものであって、吹付け石綿の使用面積の合計が五十平方メートル未満であるもの

ロ 耐火建築物等で延べ面積が五百平方メートル未満のもの又は耐火建築物等以外の建築物であって、吹付け石綿が使用されているもの

二 次に掲げる建築物を改造し、又は補修する作業

イ 耐火建築物等で延べ面積が五百平方メートル以上のものであって、改造又は補修の対象となる建築物の部分における吹付け石綿の使用面積の合計が五十平方メートル未満であるもの

ロ 耐火建築物等で延べ面積が五百平方メートル未満のもの又は耐火建築物等以外の建築物であって、改造又は補修の対象となる建築物の部分に吹付け石綿が使用されているもの

別表第十三の次に次の一表を加える。

別表第十三の二（第二十三条の二関係）

項	石綿排出等作業の種類	作 業 基 準
一	別表第三の二第一号に掲げる作業（次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付け石綿を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 一 吹付け石綿の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。 二 除去する吹付け石綿を薬液等により湿潤化すること。 三 吹付け石綿の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、吹付け石綿を除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿を処理すること。
二	別表第三の二第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ吹付け石綿を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
三	別表第三の二第二号に掲げる作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている吹付け石綿を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 一 吹付け石綿を除去するに当たっては、一の項下欄各号に掲げる事項を遵守すること。 二 吹付け石綿を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該吹付け石綿の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該吹付け石綿を除去すること。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二十三条の次に八条を加える改正規定（第二十三条の九に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正後の第二条第七号の二に規定する石綿排出等作業が行われて

いる場合における当該作業については、改正後の第二十三条の五及び第二十三条の六の規定は、適用しない。

#### 提案理由

全国的に健康被害を生じさせている石綿の飛散防止の徹底を図ることにより、県民の健康被害を防止し、その不安を取り除くため、吹付け石綿が使用されている建築物の解体等の作業に係る規制基準を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 大分県生活環境の保全等に関する条例

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～八(略)

九 特定粉じん排出等作業 吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)第三条の三に規定するものが使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

(特定粉じん排出等作業について遵守すべき基準)

第十八条 特定粉じん排出等作業を行う者は、当該特定粉じん排出等作業について、規則で定める基準を遵守しなければならない。

## 大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則

(特定粉じん排出等作業)

第六条 条例第二条第九号の規則で定める作業は、次に掲げる作業(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第八項に規定する特定粉じん排出等作業に該当するものを除く。)とする。

一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物で延べ面積が三百平方メートル以上のもの(次号において「特定耐火建築物等」という。)を解体する作業であって、その対象となる建築物における吹付け石綿の使用面積の合計が三十平方メートル以上であるもの

二 特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であって、その対象となる建築物の部分における吹付け石綿の使用面積の合計が三十平方メートル以上であるもの

(特定粉じん排出等作業の基準)

第十七条 条例第十八条の規則で定める基準は、別表第十一の中欄に掲げる作業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第十一(第十七条関係)

一	<p>第六条第一号に掲げる作業(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付け石綿を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 吹付け石綿の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に規格Z四八一二に規定する放射性エアロゾル用高性能エアフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ 除去する吹き付け石綿を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 吹付け石綿の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、吹付け石綿を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
二	<p>第六条第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の解体に当たりあらかじめ吹付け石綿を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
三	<p>第六条第二号に掲げる作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている吹付け石綿を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 吹付け石綿を除去するに当たっては一の項の下欄イから二までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 吹付け石綿を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該吹付け石綿の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該吹付け石綿を除去すること。</p>